

(2026年10月15日発表)

10月15日～「(仮称)静岡市模型(MOKEI)の世界首都条例」骨子案のパブリックコメントの実施

静岡市議会では、10月15日(木)から、「(仮称)静岡市模型(MOKEI)の世界首都条例」骨子案について、市民の皆さまのご意見を募集します。

【趣旨・概要】

- ・静岡市議会では、静岡市で育まれてきた模型文化と模型産業を未来へ継承し、その魅力を世界へ発信する「模型の世界首都」を目指して、2026年7月に検討会を設置しました。
- ・模型に関わる文化と産業を地域の財産として次の世代へつなぎ、静岡市の新たな魅力の創出と発信につなげるため、「(仮称)静岡市模型(MOKEI)の世界首都条例」の制定に向けた検討を進めています。
- ・条例骨子案では、模型文化を本市を象徴する地域資産として位置付け、基本理念や模型事業者、市民及び市の役割などを定めることとしています。また、模型文化及び模型産業の集積を礎として、国内外から人、技術及び情報が集まり、模型を通じた交流によって新たな価値が創出され、その成果や魅力が世界へ発信される「模型の世界首都」の実現を目指します。

【意見募集期間】

2026年10月15日(木曜日)～11月13日(金曜日)

【資料の閲覧・配布場所】

骨子案の閲覧および意見応募用紙の取得は、次の場所で行うことができます。

- ・議事・調査法制課(静岡庁舎本館2階)
- ・各区市政情報コーナー
- ・静岡市議会ホームページ <https://www.city.shizuoka.lg.jp/gikai/p000241.html>

【意見の提出方法・提出先】

必要事項をご記入の上、次のいずれかの方法で提出してください。

- ・電子申請:専用フォーム <https://logoform.jp/form/79j2/1757560>
- ・郵送、持参: 〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 静岡市議会事務局 議事・調査法制課
- ・FAX:議事・調査法制課 FAX番号 054-251-9213

【問い合わせ先】

議会事務局 議事・調査法制課(静岡庁舎本館2階)担当:岡田・坂田 電話:054-221-1481

【添付資料】

有(チラシ)

「(仮称)静岡市模型(MOKEI)の世界首都条例」 骨子案へのご意見を募集します

意見募集期間

2026年10月15日(木)～11月13日(金)【必着】

静岡市議会では、静岡市で育まれてきた模型文化と模型産業を未来へつなぎ、その魅力を世界へ広げる「模型の世界首都」を目指して、「(仮称)静岡市模型(MOKEI)の世界首都条例」の制定に向けた検討を進めています。

このたび、条例の骨子案をまとめましたので、皆さまのご意見をお寄せください。



【条例の概要】

条例の趣旨

1. 模型文化を本市を象徴する地域資産として位置付け、本市を模型の世界首都として育て、次代に継承します。
2. 基本理念、模型事業者・市民の役割、市の責務及び施策の基本的事項を定めます。
3. 模型文化の持続的な発展を図り、地域経済の持続的な発展、市民の豊かで文化的な生活及び本市の魅力の向上に寄与します。

条例で定めること

・目的・定義 ・基本理念 ・模型事業者の役割・市民の役割・市の責務 ・模型の世界首都の推進に関する施策の基本的事項 ・模型の日 ・財政上の措置 ・実施状況の報告・公表

条例案で目指す姿

条例案では、模型文化及び模型産業の集積を礎として、国内外から人、技術及び情報が集まり、模型を通じた交流により新たな価値が創出され、その成果及び魅力が世界へ発信される都市を「模型の世界首都」と定義します。本市をそのような都市として育て、次代に継承していくことを目指しています。

【資料の閲覧・配布場所】

・議会事務局議事・調査法制課(静岡庁舎本館2階) ・各区役所市政情報コーナー ・静岡市議会ホームページ

【意見募集方法】

電子申請でご提出ください

<https://logoform.jp/form/79j2/1757560>

郵送・持参・FAXでも提出できます。

応募
フォーム



パブコメ
資料



お問い合わせ

静岡市議会事務局議事・調査法制課(静岡庁舎本館2階)

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

TEL 054-221-1481 FAX 054-251-9213